

## 平成 28 年度天栄村合宿誘致事業助成金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本村に文化・スポーツ合宿を誘致することにより、東日本大震災及び原発事故による風評被害払拭や、交流人口の拡大を図るため、村内施設を利用して合宿を行う団体に予算の範囲内で交付する天栄村合宿誘致事業助成金に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによるものとする。

(1) 大学等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校及び小・中学校

(2) 団体 学校等の学生又は生徒及び監督、コーチ等の指導者を含む複数の者で構成する部、クラブ、サークル、ゼミナール、スポーツ少年団及び社会人による企業、クラブ等の団体

(3) 宿泊施設 ホテル、旅館、民宿等の宿泊料金の支払いを要する施設  
(大学等が自ら所有する宿舎およびキャンプ場、ログハウス、バンガロー、貸別荘、コテージ等の自炊型宿泊施設、公営施設を除く。)

(4) 合宿 大学等の団体が村内の宿泊施設に宿泊して文化活動やスポーツ活動等の練習を行うもの  
(交付の対象となる合宿)

第 3 条 助成金の交付の対象となる合宿は、次の各号の要件を全て満たしたものとする。

(1) 大学等の団体が合宿により村内の宿泊施設に宿泊し、延べ宿泊者数が 10 人泊以上であること。

(2) 村内の文化施設又はスポーツ施設等を利用すること。

(3) 各種大会、会議等への参加を目的とするものでないこと。

(4) 政治的活動、宗教的活動若しくは営利を目的とするものでないこと。

(5) 公序良俗に反しないものであること。

(助成金額)

第 4 条 助成金額は、別表に定める助成金とする。同一年度内において、同一団体の助成は 1 回限りとする。

(交付申請)

第 5 条 助成金の交付を受けようとする者は、天栄村合宿誘致事業助成金交付申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて、合宿開始の 10 日前までに天栄村観光協会（以下「観光協会」という。）に提出しなければならない。なお、観光協会は申請書等を先着順に受け付けるものとする。

(1) 合宿計画書（様式第 2 号）

(2) 合宿参加者名簿（様式第 3 号）

(3) その他必要と認める書類

(変更等の承認の申請)

第 6 条 事業内容に下記の変更等が生じ、その承認を受けようとする場合は、天栄村合宿誘致事業変更（中止）承認申請書（様式第 4 号）を観光協会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業主体を変更すること。
- (2) 第3条の各号のいずれかに該当しなくなること。

(実績報告)

第7条 助成金の交付の決定を受けた者は、当該事業が完了したときは、天栄村合宿誘致事業助成金実績報告書(様式第5号)に、次に掲げる書類を添えて、合宿終了後の14日以内に提出するものとする。

- (1) 請求書(様式第6号)
- (2) 合宿実績書(様式第7号)
- (3) 宿泊証明書(様式第8号)
- (4) その他必要と認める書類

(助成金の支払)

第8条 観光協会は、実績報告を精査した結果、交付要件を満たすと認められるときには、請求書の提出を受けた日から起算して30日以内に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第9条 観光協会は、助成金の交付を受けた団体が交付申請書又は実績報告書等に虚偽の記載をしたときは、助成金の決定を取消し、既に交付した助成金を返還させることができるものとする。

(その他)

第10条 ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業補助金との併用は不可とする。

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月18日から施行する。

この要綱は、平成27年11月1日から施行する。

この要綱は、平成28年5月11日から施行する。

別表(第4条関係)

区 分	泊 数	金 額
福島県内・県外	10人泊以上 20人泊未満	30,000円
	20人泊以上 30人泊未満	40,000円
	30人泊以上	50,000円
村 内	10人泊以上	30,000円